

広島県告示第六百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十年七月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市黒瀬町丸山字天津積一九の八八（国有林）、大多田字遠見岩九〇の三（国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため